

議案第1号

取手市市有財産の無償譲渡について

戸頭東保育園に係る下記の市有財産について、次のとおり無償で譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 譲渡財産 建物、附帯設備及び備品一式
所在 取手市戸頭三丁目17番1号
構造 鉄骨造平屋建
床面積 671.575平方メートル
- 2 譲渡の相手方 守谷市本町6017番地の4
学校法人 有松学院
理事長 有松 道輔
- 3 譲渡の理由 上記財産については、平成24年4月1日付けで社会福祉法人小瀬福祉会に無償で譲渡され、戸頭東保育園として運営されてきました。
しかし、同法人が平成28年3月31日をもって保育園の運営を辞退することとなり、当該財産が市に返還されることから、安定的な保育事業の運営に資するため、当該財産を上記法人に無償で譲渡するものです。
- 4 譲渡の時期 平成28年4月1日

平成28年2月15日提出

取手市長 藤井 信吾

議案第2号

バス購入契約の締結について

バスの購入につき、次のとおり仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の対象 | バスの購入 |
| 2 契約金額 | 金32,528,358円 |
| 3 契約の相手方 | 茨城県常総市内守谷町きぬの里1丁目2番地1
茨城日野自動車株式会社
守谷支店 支店長 秋山 敏夫 |
| 4 契約方法 | 指名競争入札 |

平成28年2月15日提出

取手市長 藤井 信吾

契約についての説明資料

1 品 名 バス

2 納入場所 取手市役所 取手市寺田5139番地

3 購入理由

現在、取手市有バスとして運用している50人乗りのバスは、購入から23年が経過し、総走行距離も49万キロメートルを超え老朽化が進んでいることから、新しい車両に更新するものです。

4 車両概要

車 種 日野セレガ（ハイデッカ）

車両型式 QRG-RU1ESBA（450馬力）

シート配列 11列

乗車定員 55人（座席45・補助席8・乗務員2）

5 納入期限 平成30年2月28日まで

6 契約代金の
支払方法 検収合格後、支払請求書を受理した日から30日以内に
支払う。

7 入札参加業者（3業者）

茨城いすゞ自動車株式会社

茨城日野自動車株式会社

三菱ふそうトラック・バス株式会社

入 札 調 書

(単位：円)

件名	管財課バス購入	入札日	平成28年1月22日
入札会場	取手市役所 議会棟 執行部控室	契約方法	指名競争入札
入札者		指名競争入札 第1回	
茨城いすゞ自動車株式会社		33,345,340	
茨城日野自動車株式会社		32,528,358	落札
三菱ふそうトラック・バス株式会社		33,463,780	

上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額である。

落札業者 茨城県常総市内守谷町きぬの里1丁目2番地1
茨城日野自動車株式会社
守谷支店 支店長 秋山 敏夫

落札金額 金32,528,358円(諸費用及び税込)

承認第1号

取手市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
について

取手市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について，地方自治法第
179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第3項の規定によ
り報告し，承認を求める。

平成28年2月15日提出

取手市長 藤井信吾

専決処分第11号

専 決 処 分 書

取手市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年12月28日

取手市長 藤井信吾

取手市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

取手市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる改正規定を同表の改正後の欄に掲げる改正規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)</u></p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)</u>又は<u>法人番号</u></p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用</u></p>	<p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用</u></p>

等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)及び(3) (略)

3 (略)

等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)及び(3) (略)

3 (略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

承認第2号

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例の専決処分の承認について

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年2月15日提出

取手市長 藤井信吾

専決処分第12号

専 決 処 分 書

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年12月28日

取手市長 藤井信吾

(別紙部分)

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第44号）は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。



取手市告示第23号

平成28年2月15日招集の第1回取手市議会臨時会に付議する事件を、次のとおり追加する。

平成28年2月16日

取手市長 藤井信吾

付議事件 取手市監査委員の選任に関する同意について



取市発第440号
平成28年2月16日

取手市議会議長
佐藤 清 殿

取手市長 藤井 信 吾

平成28年第1回取手市議会臨時会議案の追加送付について

平成28年第1回取手市議会臨時会に付議する議案を下記のとおり追加送付
します。

記

同意案第1号 取手市監査委員の選任に関する同意について

同意案第1号

取手市監査委員の選任に関する同意について

取手市監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏名 佐藤隆治

生年月日 昭和46年3月8日

住所 取手市谷中69番地2

平成28年2月16日提出

取手市長 藤井信吾



経 歴 書 (抜 粋)

氏 名 佐 藤 隆 治 (さ と う り ゅ う じ)
生年月日 昭和46年3月8日 (44歳)
本 籍 茨 城 県
現 住 所 茨 城 県 取 手 市 谷 中 6 9 番 地 2

学 歴

平成 6年 3月 東京デザイナー学院建築デザイン科卒業
平成26年 4月 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科入学 (在 学 中)

職 歴

平成 6年 4月 株式会社佐藤入社
平成 8年 3月 同社退職
平成 8年 4月 財団法人茨城県交通安全協会入職
平成15年 6月 同法人退職
平成15年 8月 藤代町議会議員 (平成17年3月まで)
平成17年 3月 取手市議会議員 現在に至る